

公示第387号
令和7年7月10日

関西テレビ放送健康保険組合
理事長 高島 公美



規程類の改訂について

下記のとおり規程を改訂しましたので公示します。

記

「会計事務取扱規程」ならびに「システム等運用管理規程」を理事長専決により改訂しましたのでお知らせ致します。

以 上

会計事務取扱規程変更届

会計事務取扱規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1～2条 (略)	第1～2条 (略)
<p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係 (略)</p> <p>財務関係 (略)</p> <p>徴収関係 (略)</p> <p>人事関係</p> <p style="margin-left: 20px;">一 賃金台帳</p> <p style="margin-left: 20px;">二 源泉徴収簿</p>	<p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係 (略)</p> <p>財務関係 (略)</p> <p>徴収関係 (略)</p> <p>人事関係</p> <p style="margin-left: 20px;">一 給与支払明細簿</p> <p style="margin-left: 20px;">二 源泉徴収簿</p>
第4～34条 (略)	第4～34条 (略)
<p>(契約の方法)</p> <p>第35条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。</p> <p>2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、原則として2者以上から見積書を徴したうえで、随意契約としても差し支えないものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。</p> <p>四 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。</p> <p>五 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。</p> <p>六 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。</p> <p>七 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。</p> <p>八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。</p>	<p>(契約の方法)</p> <p>第35条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。</p> <p>2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、原則として2者以上から見積書を徴したうえで、随意契約としても差し支えないものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。</p> <p>四 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。</p> <p>五 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。</p> <p>六 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。</p> <p>七 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。</p> <p>八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。</p>

<p>九 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>九 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(契約書の作成)</p> <p>第36条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が250万円を超えない場合（法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。）は、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 契約保証金</p> <p>五～九 (略)</p> <p>第37～38条 (略)</p>	<p>(契約書の作成)</p> <p>第36条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が150万円を超えない場合（法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。）は、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 補償金額</p> <p>五～九 (略)</p> <p>第37～38条 (略)</p>
<p>(物品の定義)</p> <p>第39条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器材、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがいものをいう。</p> <p>第40～51条 (略)</p>	<p>(物品の定義)</p> <p>第39条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器材、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがいものをいう。</p> <p>第40～51条 (略)</p>
<p>附 則 この規程は、平成27年2月17日から施行する。</p> <p>この規程の変更は、令和6年6月21日より施行する。</p> <p>この規程の変更は、令和7年7月10日から施行する。</p>	<p>附 則 この規程は、平成27年2月17日から施行する。</p> <p>この規程の変更は、令和6年6月21日より施行する。</p>

システム等運用管理規程変更届

システム等運用管理規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章（物理的な対策）</p> <p>（入退出管理）</p> <p>第16条 部外者（原則として組合の役職員以外の者をいう。以下同じ。）の立ち入りを制限する必要がある物理的な領域を以下のように定義する。</p> <p>(1) 組合の役職員が執務する場所または部屋を「執務室等」という。</p> <p>(2) 個人情報が保管されているサーバー及び記録媒体を設置または保管する場所または部屋を「サーバー室等」という。</p> <p>2 部外者が執務室等またはサーバー室等に立ち入る場合、入退室記録の作成、同伴等の管理を実施する。</p> <p>3 データ保護管理者またはデータ保護担当者は、サーバー室等の出入口を常時施錠管理し、その入退室を記録・管理する。</p> <p>4 サーバー室等への入退出は、データ保護管理者の承認を得て行うものとする。なお、部外者の入退出においてはその者の身分等について確認するものとする。</p> <p>5 サーバー室等は、組合の役職員の常駐または防犯カメラによる常時監視し得る措置をとる等のセキュリティが保たれた管理領域とする。</p> <p>6 データ保護管理者は、入退室の記録を定期的に確認して、問題が確認されたつど、適切な措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章（物理的な対策）</p> <p>（入退出管理）</p> <p>第16条 部外者（原則として組合の役職員以外の者をいう。以下同じ。）の立ち入りを制限する必要がある物理的な領域を以下のように定義する。</p> <p>(1) 組合の役職員が執務する場所または部屋を「執務室」という。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>（執務室等及びサーバー室等の安全管理）</p> <p>第17条 データ保護管理者は、執務室等及びサーバー室等における火災、その他の災害、盗難に備えて、非常電源装置、無停電装置、自動消火装置、監視カメラ、入退制限装置などによる必要な保安処置を講じなければならない。</p> <p>2 データ保護管理者は、情報システムの正常稼働維持のため、執務室等及びサーバー室等の温度、湿度等の環境を適切に保持するものとする。</p>	<p>（執務室の安全管理）</p> <p>第17条 データ保護管理者は、執務室における火災、その他の災害、盗難に備えて、必要な保安処置を講じなければならない。</p> <p>2 データ保護管理者は、情報システム等の正常稼働維持のため、執務室の温度、湿度等の環境を適切に保持するものとする。</p>
<p>（記録機器及び端末の安全管理）</p> <p>第18条 サーバー等の記録機器及びPC等の端末は、以下のいずれかの対策により盗難防止措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 盗難防止用ワイヤーロックで固定する。</p> <p>(2) 使用しない際は鍵のかかる保管庫に保管管理する。</p> <p>(3) 執務室等またはサーバー室等を施錠し、施錠を記録・管理する。</p> <p>2 略</p> <p>3 サーバー等の記録機器及びPC等端末の廃棄及びレンタル・リース切れによる返却等に当たっては、以下の手続きを行った上で当該処理を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>	<p>（記録機器及び端末の安全管理）</p> <p>第18条 記録機器及びPC等の端末は、以下のいずれかの対策により盗難防止措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 盗難防止用ワイヤーロックで固定する。</p> <p>(2) 使用しない際は鍵のかかる保管庫に保管管理する。</p> <p>(3) 執務室を施錠し、施錠を記録・管理する。</p> <p>2 略</p> <p>3 記録機器及びPC等端末の廃棄及びレンタル・リース切れによる返却等に当たっては、以下の手続きを行った上で当該処理を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>

<p>(ネットワーク管理)</p> <p>第19条 情報システムのネットワーク（以下、「LAN」という）は、インターネット、仮想プライベートネットワーク等の当組合の外部と情報交換ができるネットワークとは技術的な安全対策を適用した上で接続するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(ネットワーク管理)</p> <p>第19条 情報システムのネットワーク（以下、「LAN」という）は、インターネット、仮想プライベートネットワーク等（以下、「VPN」という）等の当組合の外部と情報交換ができるネットワークとは技術的な安全対策を適用した上で接続するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p>(電子媒体の管理)</p> <p>第21条 データ保護管理者が特に許可した場合を除き、情報のバックアップ業務以外には外部記憶媒体へのデータ等の複写を禁止するものとする。</p> <p>2 個人情報を記録した可搬型記録媒体（FD、CD-ROM、DVD、USBメモリ等）は、施錠できるキャビネットに保管し、その所在を台帳に記録し、管理する。</p> <p>3 個人情報を可搬型記録媒体で授受する場合は、授受の記録を残すものとする。</p>	<p>(電子媒体の管理)</p> <p>第21条 データ保護管理者が特に許可した場合を除き、情報のバックアップ業務以外には外部記憶媒体へのデータ等の複写を禁止するものとする。</p> <p>2—電子媒体の廃棄は、原則粉砕処理とする。</p> <p>3 個人情報を記録した可搬型記録媒体（FD、CD-ROM、DVD、USBメモリ等）は、施錠できるキャビネットに保管し、その所在を台帳に記録し、管理する。</p> <p>4 個人情報を可搬型記録媒体で授受する場合は、授受の記録を残すものとする。</p> <p>5—個人情報を記した電子媒体の廃棄に当たっては、安全かつ確実に行われることを、データ保護管理者が作業前後に確認し、結果を記録に残すものとする。</p>
<p>(電子媒体の廃棄)</p> <p>第25条 保存期間経過後の電子媒体の廃棄方法について、原則として粉砕処理又は溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。</p> <p>2 データ保護管理者は、個人情報を記録した電子媒体を廃棄するときは、廃棄が安全かつ確実に行われることを作業前後に確認し、その経過を記録・管理するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>—(データ等の消去及び電子媒体の廃棄)</p> <p>第25条 情報システム等で保有するデータ及び電子媒体に収録されたデータについては、法令の定めた保存期間の間保存・管理するものとする。ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。</p> <p>(1) 情報システム等で保有するデータについては5年</p> <p>(2) 電子媒体に収録されたデータについては5年</p> <p>(3) (1)のバックアップを目的としたデータについては5年</p> <p>2—保存期間が経過したデータ及び電子媒体において、引き続き保存する必要があるものについては、改めて保存期間を定めて保存・管理するものとする。</p> <p>3—保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、破砕処理または溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。なお、消去及び廃棄した場合、その経過を記録・管理するものとする。</p> <p>4—行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日・法律第27号。)第2条第8項に定める個人番号データ(情報システム等で保有するものに限る)については、第1項に定める期間を資格喪失又は扶養削除の日から3年間とする。</p>

第5章（技術的な対策）	第5章（技術的な対策）
<p>(ネットワーク管理)</p> <p>第28条 組合のLANは、法に定める場合を除き、他の法人格のある外部機関と共用しない。また、インターネット等のオープンなネットワークと物理的または論理的に遮断する等の安全管理措置を実施するものとする。</p> <p>2 インターネットの利用について、以下の条件の下で管理するものとする。</p> <p>(1) インターネット利用は、業務上必要な場合に限られ、私的利用は禁止とする。情報及びソフトウェア等のダウンロード、インストール等が業務上必要なインターネットサイトは、原則ホワイトリストで指定して通信先を限定する。</p> <p>(2) データ保護管理者は、ホームページを含む不正アクセスや改ざんの防止のため、インターネットに係る各サーバー、ルータ等に適切な管理策等の処置を講じ、ファイアウォール及びプロキシサーバーを設置する等、許可された通信以外の通信を遮断する措置を実施するとともに、通信の状況を記録し、定期的（月1回以上）に通信状況を確認する。</p> <p>(3) 当組合の情報を、ホームページを用いてインターネットへ公開、又は公開情報を変更・削除する場合は、データ保護管理者の承認を得なければならない。</p> <p>(4) データ保護管理者は、ホームページの利用状況を監視し、不正アクセスやホームページの改ざんの有無を確認し、問題がある場合は、適切な処置（予防・是正）を講ずる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(ネットワーク管理)</p> <p>第28条 組合のLANは、法に定める場合を除き、他の法人格のある外部機関と共用しない。また、インターネット等のオープンなネットワークと物理的または論理的に遮断する等の安全管理措置を実施するものとする。</p> <p>2 インターネットの利用について、以下の条件の下で管理するものとする。</p> <p>(1) インターネット利用は、業務上必要な場合に限られ、私的利用は禁止とする。情報及びソフトウェア等のダウンロード、インストール等が業務上必要なインターネットサイトは通信先を限定する。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p>附 則 この規程は、平成28年8月1日より施行する。</p> <p>この規程は、2024年1月1日から令和7年7月10日から一部改定する。</p>	<p>附 則 この規程は、平成28年8月1日より施行する。</p>